

ヨーロッパ・地中海を揺れ動くポストコロニアルな境界 ——イタリア・ランペドゥーザ島における移民の「閉じ込め」の諸形態——

北川 真也

はじめに

2011年に入り、イタリアの最南端に位置する地中海の小島、ランペドゥーザ島(Isola di Lampedusa)に突如として数多の移民たちが到来するようになった。小さな船に溢れんばかりに乗り込んだ移民たちは、決死の覚悟で地中海を渡ってきた。かれらのほとんどは、「民主化」の過程にあるチュニジアからの若い男性たちであった。2月の時点で、ランペドゥーザには、およそ一万人の移民がいると推測された。当時の内務大臣ロベルト・マローニ(Roberto Maroni)は、この大移動を「聖書のような脱出」と述べ、前代未聞の例外的な出来事として設定し、EUからの積極的な介入を要求した。成立したばかりのチュニジア暫定政府との会談にも奔走したマローニは、1月1日から4月5日までにイタリアへ来たチュニジア人には、半年有効の滞在許可証を出す、4月6日以後にやってきたチュニジア人の全員を、すぐさま送り返すという決定を下したのであった。

このマローニの一連の行動は、アフリカからのヨーロッパへの移民の流入を、ランペドゥーザという水際でストップさせようとする試みであるが、この行動の根底には、ある地理的前提が横たわっている。それは、ランペドゥーザがヨーロッパの境界であるということ、ランペドゥーザがヨーロッパの内部／外部を区別する境界であるということである。イタリアの最南端に位置するランペドゥーザをヨーロッパの南の境界とするのは、極めて普通の理解のように思われるかもしれない。しかし、地中海南岸からの移民に対峙する状況下においては、この地図学的想像力は決して十分なものではないと考える。

本稿ではまず、ポストコロニアルな境界という概念を提示することで、なぜこの地図学的理解が不十分であるのかを示す。その後、ランペドゥーザの移民収容所に着目することで、ポストコロニアルな境界がどのような働きをしているのかを明らかにする。

1. ポストコロニアル・ヨーロッパの境界

1.1 ヨーロッパの境界の外部化

EUの統合・拡張がすすむにつれて、ヨーロッパでは域外境界の管理という問題が重要な議題となってきた。1995年に施行されたシェンゲン協定に伴い、ほとんどの域内境界が

撤廃されていくにつれて、人の移動の管理にとって域外境界がもつ重要性が増すようになったのである。とりわけ9.11以降の欧州首脳会談においては、域外境界での「不法移民」に対する闘いに議論が集中してきた⁽¹⁾。

実際、ヨーロッパの南と東の境界では、越境行為と境界管理が接触・衝突してきた。特に地中海という海に面する南の境界では、小さな船で漂流してくる数多の「ボートピープル」の姿が注目の的となり、かれらの流入に対応するために、現場ではここ15年ほどの間に様々な策が実行に移されてきた。

しかしながら、最近のヨーロッパ研究・EU研究⁽²⁾では、ヨーロッパの境界がそれを縁取る地理的境界と一致するわけではないということが活発に論じられてきた。フランスの思想家エティエンヌ・バリバルの「境界は領土の縁にあるわけではない」という言葉⁽³⁾を皮切りに、ディディエ・ビーゴ、クリス・ランフォード、ウィリアム・ウォルターズ、ニック・ヴァンガン＝ウィリアムスらによって、境界が転位するこの過程は、「境界の外部化」として定義されてきた⁽⁴⁾。

境界の外部化とは、ヨーロッパの「境界が境界線の向こう側へ輸出」⁽⁵⁾されている状況のことであるが、それは移民たちがヨーロッパの地理的境界に姿を見せる前に介入し、未然にその移動を防ぐために実行されてきたと言えよう。ビーゴらが「離れたところでの取り締まり (policing at distance)」⁽⁶⁾と呼ぶこうした予防の論理からすれば、移民たちが「ヨーロッパに着いてからでは遅すぎる」⁽⁷⁾と考えられるのである。当然、未然に防ぐためには、移民の出発国や経由国に介入しなくてはならないため、「第三国」との協力関係を構築することが不可欠となる。例えばイタリアは、この境界のアウトソーシングやオフショア化とも言われる政策⁽⁸⁾

(1) European Commission, "Wide-ranging Common Actions to Combat Illegal Immigration at EU Level and Promote Return of Illegal Immigrants" (2006) [http://ec.europa.eu/justice_home/fsj/immigration/illegal/fsj_immigration_illegal_en.htm] (2007年12月12日閲覧)。

(2) ヨーロッパがEUという制度として具体化している状況を示すために、昨今のヨーロッパ論では、ヨーロッパをEUropeと表記することがある。Luiza Bialasiewicz, "Introduction," in Luiza Bialasiewicz, ed., *Europe in the World: EU Geopolitics and the Making of European Space* (Aldershot: Ashgate, 2011), p. 1.

(3) エティエンヌ・バリバル、松葉祥一、亀井大輔訳『ヨーロッパ市民とは誰か:境界・市民・民衆』平凡社、2008年。

(4) 例えば次のものを挙げておこう。Didier Bigo, Elspeth Guild, eds., *Controlling Frontiers: Free Movement into and within Europe* (Aldershot: Ashgate, 2005); Chris Rumford, ed., *Citizens and Borderworks in Contemporary Europe* (London: Routledge, 2009); William Walters, "Rethinking Borders Beyond the State," *Comparative European Politics* 4 (2006), pp. 141-159; Nick Vanghan-Williams, *Border Politics: The Limits of Sovereign Power* (Edinburgh: Edinburgh University Press, 2009)。また外部化ほどではないが、境界の内部化についての議論もなされている。

(5) Étienne Balibar, "Europe as Borderland," *Environment and Planning D: Society and Space* 27 (2010), p. 203.

(6) Didier Bigo, Elspeth Guild, "Policing at a Distance: Schengen Visa Policies," in Bigo, Guild, eds., *Controlling Frontiers* (前注4参照), pp. 233-262.

(7) Vanghan-Williams, *Border Politics* (前注4参照), p. 19.

(8) Henk van Houtum, Roos Pijpers, "The European Union as a Gated Community: the Two-faced Border and Immigration Regime of the EU," *Antipode* 39 (2007), pp. 291-309; Henk van Houtum, "Human Blacklisting: the Global Apartheid of the EU's External Border Regime," *Environment and Planning D: Society and Space* 28 (2010), pp. 957-976; Luiza Bialasiewicz, "Border, above all?" *Political Geography* 30 (2011), pp. 299-300.

を、1990年代末からチュニジアやエジプトなどの地中海南岸諸国と数々の二国間協定を締結し、それらの国々を境界管理活動に巻き込むことによって実行に移してきた⁽⁹⁾。この政策の最も象徴的な例として挙げられるのが、2000年を過ぎる頃からイタリアへ向かう数多の移民の経由国となってきたリビアとの協力関係であった。その具体的な内容としては、偽の身分証明書の見破り方などの職業訓練活動、リビアから他の第三国への不法移民の送還活動の支援、海岸監視用の艦艇提供など財とサービスの譲渡、移民収容所の構築、地中海に面する1,770キロメートルの海岸を含むおよそ4,400キロメートルにも及ぶ国境の監視などの業務上・捜査上の協力などがあった⁽¹⁰⁾。

これはヨーロッパの移民統治レジームが、かつて自らの植民地であったリビアやチュニジアといった国々を欠かせない存在として活用してきたということでもある。別様に言えば、境界の外部化とは、カッザーフィー（カダフィ大佐）やベン・アリーの「非民主的」な体制⁽¹¹⁾に依拠することで、ヨーロッパの「民主的」な姿を維持することでもあろう。バリバールによれば、境界というのは、「民主的制度の絶対的に非民主的な条件あるいは『自由裁量』の条件」⁽¹²⁾であり、「すぐれて『通常の』法秩序の管理または保証を中断される場所」⁽¹³⁾に他ならないのである。境界が民主的統制を超過する非民主的な場所であるというなら、それを外部へと輸出することで、ヨーロッパの内部ではその暴力が露骨に可視化されないようにしてきたとも言えよう。

境界の外部化論からすれば、地理的境界に位置するランペドゥーザを、地図学的想像力にしたがって、単純にヨーロッパの境界としてはみなせないことになるだろう。しかしながら、それはヨーロッパの地理的境界としての意味を完全に消し去ってしまうものでもないと考える。むしろ、外部化の重要性を一旦引き受けることでこそ、この地理的境界の新たな意味を見いだすことができると思われる。

(9) Paolo Cuttitta, *Segnali di confine: il controllo dell'immigrazione nel mondo-frontiera* (Milano: Mimesis, 2007).

(10) European Commission, "Technical Mission to Libya on Illegal immigration 27 Nov – 6 Dec 2004 Report" (2005) [<http://www.statewatch.org/news/2005/may/eu-report-libya-ill-imm.pdf>] (2007年11月30日閲覧).

(11) 「アラブ革命」による民主主義体制への転換は、このような「防波堤」としての地中海南岸諸国の役割に変更を迫りうるものであろう。しかし、「はじめに」でも述べたように、イタリアがこの体制転換を受けてすぐさま行ったことは、再度「防波堤」を打ち立てるために、暫定政府との交渉を行うというものであった。その行方を見守る必要はあるが、「民主主義国」であるEUの東側の国々が、EU加盟という「アメ」のために、自国の移民法を制定・改正するという「ムチ」を受け入れ、ヨーロッパの境界レジームに組み込まれていったように、地中海南岸諸国はヨーロッパからの「開発支援」また「正規移民の受入とその受入人数の拡充」という「アメ」の下に、移民の「防波堤」の役割を再び担うことになる可能性は捨てきれない。例えば2004年にチュニジアにおいて移民の取り締まりを強化する新たな法が制定されていたように、すでにヨーロッパ諸国との二国間協定が結ばれる過程で、地中海南岸諸国の移民法は改正されている。

(12) バリバール『ヨーロッパ市民とは誰か』（前注3参照）、210-211頁。

(13) 同書、320頁。

1.2 ポストコロニアルな境界の「閉じ込め」

境界の外部化という観点から、ヨーロッパの地理的境界、ランペドゥーザの役割を定義し直すためには、次のような問いを設定するのがよいだろう。「非民主的」な地中海南岸諸国という「防波堤」を乗り越えて、あるいはその「防波堤」自体が瓦解し、移民がヨーロッパへと「流出」するとき、この外部化された境界はどうなるのかと。ここにおいて、今度は「流出」に対応するべく、北岸の「民主的」なヨーロッパの内部において、「非民主的」な境界、外部化された境界が逆流してくる状況が生じうるとは考えられないだろうか⁽¹⁴⁾。そして、この境界が最初にまず出現しうるのが、移民が最初にたどり着くヨーロッパ、つまりヨーロッパの地理的境界地帯として考えられないだろうか。

このような境界へのまなざしを理論的・歴史的に可能にするのは、地中海地域のポストコロニアル状況である。ポストコロニアル状況とは、アフリカ大陸を走る境界線のように、再びヨーロッパからかつての植民地に、境界が一方的に押し付けられる状況を言わんとする用語ではない。イタリアの研究者サンドロ・メツァードラとフェデリコ・ラオーラは、それをこう定義する。ポストコロニアル状況は、「数々の典型的に植民地的な支配の論理が、もともと起源を有した空間からあふれ、そして『メトロポール』を包囲するほどまでにあふれ出していくということによって特徴付けられるものである。このあふれ出す運動は、決して消尽してはいない⁽¹⁵⁾」。「周辺」が自らの主体的行為・介入を通して、ヨーロッパという「中心」へ逆流・浸透することで生み出されるのがポストコロニアル状況なのである。このポストコロニアル状況という文脈に、現代の移民の移動・越境とヨーロッパの境界の働きを位置づける必要があると考える。

エドワード・サイードによれば、植民地主義が「中心」と「周辺」の間の絶対的な時空の境界を作動させてきたのは、「閉じ込め (confinement)⁽¹⁶⁾」という原理によってであった⁽¹⁷⁾。それはヨーロッパという自己を確立するために、非ヨーロッパを他者化することで、認識論的・物理的に、非ヨーロッパを隔離し閉じ込めておくものであった。しかし現在では、このコロニアルな境界は、周縁への閉じ込めを拒否し、自らを内部へ位置づける溢れ出す過剰性、いわば数々の反植民地運動という抵抗運動によって粉碎されてきたと言えよう。

だが本稿で論じる植民地以後のヨーロッパは、再び類似した状況にいないだろうか。かつてコロニアルな境界によって植民地を閉じ込めたように、ヨーロッパは、境界の外部化

(14) 本稿の以下の議論のため念のために確認しておけば、たとえ「アラブ革命」による体制転換がなされる以前であっても、これらの地中海南岸諸国に外部化されていた境界を越えて人々がヨーロッパへと向かうときには、対応するためにこの外部化されていた境界はヨーロッパへと跳ね返ることになる。

(15) サンドロ・メツァードラ、フェデリコ・ラオーラ、北川眞也訳「ポストコロニアル状況」『空間・社会・地理思想』13号、2010年、61-73頁。

(16) 日本語訳では「監禁」となっている。エドワード・サイード、大橋洋一訳『文化と帝国主義2』みすず書房、2001年、230頁。

(17) イタリア語で「境界」を意味する confine は「閉じ込め」を意味する confinamento と語源を同じにする。

を通して、移民たちをアフリカ大陸へ閉じ込めようとしている⁽¹⁸⁾。加えて、かつて反植民地闘争を闘った者たちによってこの閉じ込めが拒否されたように、ヨーロッパの地理的境界までたどり着く人々の移動・越境の過剰性によって、現代の閉じ込めもまた拒否されている⁽¹⁹⁾。再びサイドを援用するなら、これは「遡航(voyage in)」と呼べる行為に他ならない。サイドは遡航を、宗主国文化の言語、さらには宗主国専用の権威的な批評技法や言説を使って、そこから締め出されていたはずの植民地の知識人が、宗主国の文化そのものを修正・批判するような行為として論じていた。遡航の運動によって、植民地空間は宗主国空間と重なり合いその内側へと浸透する。そして宗主国の文化的遺産を介することで、内側から宗主国の文化的構成を批判するのである。そのとき、もはや宗主国はかつてそうであった(とされる)宗主国とは異なった異種混淆空間へと生成することになる⁽²⁰⁾。地中海を縦断しヨーロッパへと向かう数多の人々もまた別のメソッドで遡航していると言えないだろうか。ヨーロッパによって歴史的に割り当てられてきた空間的・社会的・経済的周辺という位置を拒否し、ヨーロッパの内部へと移動・越境するかれらは、ヨーロッパを異質化しそれに挑戦することで、ヨーロッパをポストコロニアル状況へと導いていくのである⁽²¹⁾。

本稿が強調するのは、まさしくこの溢れ出す移動・越境、すなわち「遡航」の過剰性に直面するからこそ、ヨーロッパの外部化した境界は揺れ動き、しまいには自らの内部に「閉じ込め」というコロニアルな統治メソッドを導入することを強いられるということだ。それはかつての植民地へと外部化していたはずの統治メソッドが、ヨーロッパの内部へと「逆流」してくるということに他ならない。ヨーロッパ境界の外部化について論じる研究に欠けているのは、まさしくこの遡航という観点、逆流という観点である。本稿では、ヨーロッパの地理的境界に遡航してくる移民の後を追うかのように、逆流してくるこの境界を、ポストコロニアルな境界と定義する。それは閉じ込めと過剰性の間の力関係の中で、地中海という「ポストコロニアルな海」⁽²²⁾を揺れ動く境界であり、現代ヨーロッパの統合・拡張過程のただ中に、閉じ込めというコロニアルな暴力が引き継がれている状況を体現するものに他ならないのだ。

冒頭で述べたヨーロッパの地理的境界に位置するランペドゥーザを急襲したのは、この

(18) 前田幸男「パスポート・ビザからみた統治性の諸問題：『e-パスポートによる移動の加速・管理の深化』と『アフリカ大陸への封じ込め』、『国際政治』155号、2009年、126-147頁。

(19) イタリアの研究者サンドロ・メツァードラはこう述べる。「移民のカルスト地形のような移動のなかに『閉じ込め原理』に対する蜂起が引き続いているチャンネルのひとつを見いだすことはこじつけではないのだ」。Sandro Mezzadra, *Diritto di fuga: migrazioni, cittadinanza, globalizzazione* (Verona: ombre corte, 2006), p. 87.

(20) サイド『文化と帝国主義2』(前注16参照)、91-93頁。

(21) Miguel Mellino, “Cittadinanze postcoloniali: Appunti per una lettura postcoloniale delle migrazioni contemporanee” (2009) [http://uninomade.org/wp/wp-content/uploads/2012/05/Cittadinanze-postcoloniali.-Appunti-per-una-lettura-postcoloniale-delle-migrazioni-contemporanee.pdf] (2012年8月11日閲覧)。

(22) Iain Chambers, *Mediterranean Crossings: The Politics of an Interrupted Modernity* (Durham: Duke University Press, 2008), pp. 23-49.

ポストコロニアルな境界の逆流、別言すれば、地理的境界へのポストコロニアルな境界の折り重なりである。ここから、この逆流によってランペドゥーザではどのような暴力が具現化してきたのかを明らかにする必要があるが生じてくる。「閉じ込め」という(ポスト)コロニアルな統治メソッドは、どのようなかたちでランペドゥーザに具現化してきたのだろうか。

2. ポストコロニアルな境界としてのランペドゥーザ

2.1 ランペドゥーザへの移民の下船

ランペドゥーザ島は、地中海に浮かぶイタリア最南端の領土である。人口わずかおよそ5,500人、面積20平方キロメートルの小さなこの島は、この10年ほどの間に、小さな船でアフリカからやって来る移民たちが下船する場所としてヨーロッパ全土で知られるようになった。この島は、地理的には同国のシチリア島よりも、アフリカ大陸のほうに近い場所に位置する。シチリア島からは210キロメートルであるが、チュニジアからは128キロメートルの距離に位置している(下図)。ランペドゥーザへ来る人々のほとんどは、チュニジアまたはリビアから船を出してきた。



図 ランペドゥーザ島の位置

国境のかなりの部分を海で囲われているイタリアは、1990年代に入り、アルバニアやコソヴォから来る「ボートピープル」の大規模な流入に長らく向かい合ってきた。ランペドゥーザで最初の下船があったのは1994年頃と言われているが、2000年を過ぎる頃から、その数が著しく大きくなってきた。

表1は、2002年からのランペドゥーザへの下船者の数と、イタリア全体への下船者の数を示している。ランペドゥーザへの下船者数は、2002年、2003年は一万人を下っていたが、2004年になると一万人を越えていく。2006年になると18,000人を越える。2007年に一旦減るが、2008年にはおよそ三万人という数の人々が、この5,500人の小さな島にたどり着くこととなった。基本的には20代から30代の男性がほとんどであるが、女性や親の同伴を伴わない未成年も増加してきた⁽²³⁾。こうした数字は、当然、境界の外部化などの統治メソッドの影響によっても変化する。リビアへの外部化が強化された結果、2009年、2010年には、下船者は著しく減少し、移民はもう来なくなったとさえ言われていた。しかし、冒頭で述べたように、「アラブの春」を機に、再び、しかも過去に例をみないほどの人々が地中海を縦断し、ランペドゥーザ島へと下船することとなったのだ⁽²⁴⁾。

表1 ランペドゥーザ島への下船者数とイタリア全体への下船者数

西暦	島への 下船者数	イタリアへの 下船者総数
2002	9,669	23,719
2003	8,819	14,331
2004	10,497	13,635
2005	14,855	22,939
2006	18,096	22,016
2007	11,749	20,455
2008	30,657	36,952
2009	2,596	9,537
2010	1,479	4,406
2011*	51,596	60,656

出典: Lorenzo Coslovi, “Brevi note sull’immigrazione via mare in Italia e in Spagn” (2007) [http://www.cespi.it/PDF/mig-mare.pdf] (2012年5月26日閲覧); *Il corriere della sera* (January 15, 2009); Ministero dell’Interno, “Informativa urgente del Governo sui recenti disordini verificatisi nell’isola di Lampedusa: Interviene il Sottosegretario di Stato Avv. Sonia Viale” (2011) [http://www.interno.it/mininterno/export/sites/default/it/assets/files/21/0213_Informativa_Lampedusa_Viale_28.09.11.pdf] (2012年5月26日閲覧).

* 2011年は9月28日までのデータである。

当然ながら、このような船での旅は、非常に危険に満ちたものでもある。忘れてはならないが、ヨーロッパへ向かう途中で、船の転覆などによって、死亡・行方不明になった移民も数多くいる。ランペドゥーザ島の位置するシチリア海峡においては、1994年から2011

(23) IOM/ OIM, “Aspetti giuridici dell’attività di tutela in frontiera (26 marzo 2009, Lampedusa)” [http://www.caritasitaliana.it/caritasitaliana/allegati/1309/Relazione_OIM.pdf] (2012年5月21日閲覧).

(24) この島の面積や人口、さらには社会的インフラの規模からすれば、多すぎると感じられる人々がこの島には下船してきたが、そのことがメディアのセンセーションナリズムをかき立て続けてきた。主要な新聞の記事をみれば、すぐに次のような見出しを見つけられる。例えば「ランペドゥーザへの侵略、引き続き下船」*La Stampa* (October 30, 2003)、「ランペドゥーザ、500人が下船、収容センターは崩壊している」*Corriere della Sera* (January 11, 2009)。

年7月までの間に、知られているだけでも、6,166人の人々がヨーロッパへたどり着くことができず、死亡・行方不明になっている⁽²⁵⁾。

このような人の移動・越境を受けて、ヨーロッパの移民統治レジームのなかで、ランペドゥーザの果たす役割を考察する研究も、拙稿を含めて幾つかなされている。そこで明らかにされたのは、目を奪われてしまうような一種の「緊急事態スペクタクル」⁽²⁶⁾、すなわち移民の大規模流入、船の転覆と救助、収容所へのすし詰め、一斉の強制送還といった過程とは裏腹に、実際にはランペドゥーザが、ヨーロッパの内部まで続く移動過程の一地点として、乗り換え地点(transit point)として機能しているというものであった。ランペドゥーザから送り返されることなく、イタリア南部の別の収容所へと連行され、その後、自主退去を命じられて、移民が収容所から退出することになる過程とはすなわち、かれらがヨーロッパに「不法」で滞在し、そのまま安価な労働力として包摂されていく過程でもあることが強調された⁽²⁷⁾。それは、当初、移民の拘禁をめぐる議論を特徴づけたジョルジョ・アガンベンの例外空間論⁽²⁸⁾、さらには内部に何も通さない壁のようなイメージを喚起させる「ヨーロッパ要塞」論から、ヨーロッパ全体に浸透する移動統治レジームのなかで、ランペドゥーザの収容所が果たしている役割を、移動の規模・速度・量を受容可能な範囲に局限する調整⁽²⁹⁾とみなす着想への移行、あるいは前者の議論と後者の議論との混淆・緊

(25) Fortress Europe, “Nel Canale di Sicilia 6.166 tra morti e dispersi dal 1994 dei quali 1.822 soltanto nel 2011” [http://fortresseurope.blogspot.jp/2006/02/nel-canale-di-sicilia.html] (2012年5月24日閲覧)。

(26) Nicholas De Genova, “The Legal Production of Mexican/ Migrant ‘Illegality,’” *Latino Studies* 2 (2004), pp. 160-185.

(27) 北川眞也「移動＝運動＝存在としての移民：ヨーロッパの『入口』としてのイタリア・ランペドゥーザ島の収容所」『VOL』4号、2010年、140-168頁；Shinya Kitagawa, “Geographies of Migration across and beyond Europe: the Camp and the Road of Movements,” in Bialasiewicz, ed., *Europe in the World* (前注2参照), pp. 201-222; Rutvica Andrijasevic, “Lampedusa in Focus: Migrants Caught Between the Libyan Desert and the Deep Sea,” *Feminist Review* 82 (2006), pp.120-125; idem, “From Exception to Excess: Detention and Deportations across the Mediterranean Space,” in Nicholas De Genova, Nathalie Puetz, eds., *The Deportation Regime: Sovereignty, Space, and the Freedom of Movements* (Durham: Duke University Press, 2010), pp. 147-165.

(28) ジョルジョ・アガンベン、高桑和巳訳『ホモ・サケル：主権権力と剥き出しの生』以文社、2003年。アガンベンはヨーロッパ内外で展開する移民収容所の議論にとって重要な参照地点となってきた。例えば、Suvendrini Perera, “What is a Camp...?” *Borderlands* 1, no.1 (2002) [http://www.borderlands.net.au/vol1no1_2002/perera_camp.html] (2012年8月4日閲覧)。また以下のアガンベンの議論を援用する様々な分野の研究をレビューした論文でも言及されている。Richard Ek, “Giorgio Agamben and the Spatialities of the Camp: an Introduction,” *Geografiska Annaler Series B* 88 (2006), pp. 363-386。加えて、イタリアにおける移民収容所をアガンベン自身も例外空間として論じたことがある。Giorgio Agamben, Beppe Caccia, “Non più cittadini, ma solo nuda vita, un’intervista al filosofo Giorgio Agamben sui ‘Centri di permanenza temporanea,’” *Il Manifesto* 3 (November, 1998), pp. 21-22.

(29) この表現は、ミシェル・フーコーの「安全装置」をめぐる議論から採用している。ミシェル・フーコー、高桑和巳訳『ミシェル・フーコー講義集成7安全・領土・人口：コレージュ・ド・フランス講義1977-1978年度』筑摩書房、2007年。安全装置による統治は、人口という社会的・自然的現実を「必然的で不可避のプロセス、広い意味での自然的なプロセス」(55頁)として、なすがままにするのであるが、その結果生じてくる過剰や逸脱を計算・予測して予防しようとする。本稿の焦点である人口移動、移民の流入という観点からこの議論を援用すれば、次のように言える。移動・流入する人口のなかには受け入れたくない何か、望ましくない何かがある可能性が常に含まれている。しかし安全装置は、「両方を含む全体(要するに人口)を不連続性や断絶なしに考慮する」(77頁)以上、「危険で不都合なものを完全に抹消してしまおうことができないとい

張⁽³⁰⁾であった。

ランペドゥーザをヨーロッパへの移動過程の一地点として解釈するこれらの研究によって示された境界とは、地理的境界を単純に境界とみなす地図学的想像力とは異なった地理を指摘するものであろう。しかしその一方で、この議論は、ランペドゥーザを数ある境界のひとつとして過度に相対化することによって、地理的境界としてのその特殊性をすべて水に流してしまう危険もある。何よりこの移動調整という収容所の機能は、決してランペドゥーザという地理的境界にのみ当てはまるものではない。実際、それはイタリアやヨーロッパに広がる数々の移民収容所の全体に共通する特徴として提出されてきたものなのである⁽³¹⁾。

本稿の定義を繰り返せば、ランペドゥーザとは、逆流するポストコロニアルな境界の暴力が、ヨーロッパで最初に出現する場所である。そして重要なことに、その暴力がヨーロッパの内部へと侵入するのを防ごうとする水際の防波堤となるがゆえに、それがヨーロッパで最も苛烈に出現する場所とも考えられるのである。その暴力を閉じ込めというかたちで体現してきた装置が、ランペドゥーザの移民収容所であると言える。収容所という空間への閉じ込めとは、そもそもヨーロッパの植民地において歴史的に「実験」されてきたものである⁽³²⁾。

本稿では、実際にランペドゥーザという現場で、この閉じ込めがどのように現働化されてきたのかを明らかにする。

2.2 ランペドゥーザの収容所

ここでは、ランペドゥーザの移民収容所の歴史の変遷を簡単に説明した上で、分析の対象とする時期を確定する。そのために、収容所が公式に設けられた2002年から2005年までの時期を第一期、2006年から2008年までを第二期と設定する。

第一期のはじまりは2002年であるが、1998年から移民収容所は非公式なかたちでイタリア赤十字(CRI)によって運営されていた。だが、増えていく移民に直面して、2002年8月

うことは十分にわかっている」のである。だがその上で、「それでもかまわない」(22頁)と考える。ここにおいて、問題は肯定的な循環を最大化し、否定的な循環を最小化することを目指すこと、または正常な範囲に、「いわば受容可能な範囲に現象を局限することが問題となる」(57頁)のである。それはまさしく流入の過剰を予防するために、その規模や速度や量を「制限しブレーキをかけ調整する」(80-81頁)ことである。

(30) サンドロ・メッツァードラの次の言明においてははっきり表現されている。「アガンベン議論はイタリアにおける移民の拘禁センターの存在に抵抗するアクティビストたちにとって基本的なものとなってきました [...] しかし [...] アガンベンは収容所の例外的な特徴を強調し過ぎる危険を犯しているという印象です。問題は、収容所で機能している権力の論理が社会のまた別の様々な空間においても作動していることです」。Sandro Mezzadra, Brett Neilson, "Né qui, né altrove: Migration, Detention, Desertion: A Dialogue," *Borderlands* 2, no. 1 (2003) [http://www.borderlands.net.au/vol2no1_2003/mezzadra_neilson.html] (2012年8月4日閲覧)。

(31) Mezzadra, Neilson, "Né qui, né altrove" (前注30参照)。

(32) 北川真也「グローバルなポストコロニアル状況の収容所：グアンタナモも、五つ星のホテルも、給水車のタンクも」佐藤幸男、前田幸男編『世界政治を思想する2』国際書院、2010年、85-116頁。

に、それは政府管轄の公式のセンターとなった。運営はミゼリコルディア会 (Misericordia) というカトリックのチャリティ組織に委ねられるようになった。当時の法律⁽³³⁾によれば、この移民収容所の正式名称は「一時滞在と救護センター (CPTA: Centro di permanenza temporanea ed assistenza)」であった。イタリア各地に点在するCPTAの役割は、様々な事情ですぐさま強制送還することのできない不法滞在の外国人を、送還または自主退去令発行までの間、一時的に拘禁しておくことにある。それゆえ、ここへ収容された人は、原理的にはヨーロッパから物理的に退去することを強いられる。実際、2004年10月から2005年10月上旬までの間に、ランペドゥーザから飛行機で直接リビアへと送還された人は2,778人いた⁽³⁴⁾。

しかし先ほども論じたように、ランペドゥーザの収容所の主な機能は、強制送還までの間の拘禁というよりも、到来した移民をイタリアの別の収容所へと迅速に移送するための乗り継ぎ地点にある。ゆえにこちらの役割を担う場合は、この収容所は、CPTAから「受入センター (CDA: Centro di accoglienza)」へとその役割を変えるのであった。

だがこのような役割の区別に、収容所の現実が対応することはそれほどなく、190人用の収容所への500人、1,000人、2,000人の過剰収容、最大でも60日の収容期間を大幅に越えるような長期収容といった事態が生み出されてきた。こうした収容状況や強制送還に対しては、数々の人権団体や社会運動、さらには欧州議会などから激しい批判がなされてきた。そのせいか、2006年2月の省庁間令によって、この収容所は「救助と応急救護センター (CSPA: Centro di soccorso e prima accoglienza)」に変更され⁽³⁵⁾、強制送還用の場所ではなくなり、あくまでも乗り継ぎ地点としての役割だけをあてがわれることになった。ここからの時期を、第二期として設定する。

第二期は、収容所の位置・建物も変わった。2007年夏に、安全上の問題を指摘されていた空港脇の小さなセンターから、コントラダ・インブリアーコラ (Contrada Imbriacola) という島内陸の丘の谷間に設けられた新たなセンターへと移転された。それは通常381人、最大804人を収容できるより大きな施設であった。また運営主体も「ランペドゥーザ受入 (Lampedusa Accoglienza)」というランペドゥーザ島民をも含んだ組織へと変更された。

第二期を特徴づけるのは、収容所で作業する人々の多様化である。警察などの治安維持部隊や運営主体のみならず、第一期の収容所のあり方を、外部から批判してきたような組織が関わるようになったのである。2006年3月から実行されはじめた「プレジディウム

(33) 1998年に中動左派政権によって確立された移民法、通称トゥルコ=ナポリターノ法 (legge Turco-Napolitano) のことである。

(34) Amnesty International, *Lampedusa: ingresso vietato: le deportazioni degli stranieri dall'Italia alla Libia* (Torino: EGA, 2005), p. 32.

(35) Commissione per la verifica dei Cpta presieduta da Staffan De Mistura, "Il rapporto" (2007) [<http://www1.interno.it/mininterno/export/sites/default/it/assets/files/1/2007131181826.pdf>] (2007年12月4日閲覧).

(Praesidium)」と呼ばれる移民政策に、内務省の呼びかけに応じた国際移住機関(IOM)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、イタリア赤十字、2008年からはイタリア赤十字と代わったセーブ・ザ・チルドレン(Save the Children)といった国際的な人権団体が協力することになったのである⁽³⁶⁾。このような様々なアクターの協働によって、第一期から刷新された移民への対応は、「ランペドゥーザ・モデル(modello Lampedusa)」として、EUからも賞賛されるようなものとなったのであった⁽³⁷⁾。

3. ランペドゥーザの収容所への閉じ込め

本章では、第一期と第二期におけるランペドゥーザの移民収容所への閉じ込めの形態を分析するが、以下の分析で用いる資料について言及しておく。

収容所への入場許可は、内務省から派遣された県知事または内務大臣の裁量に委ねられてきた。そのため、特に第一期においては、長らくメディア関係者や人権団体などは収容所への入場はできず⁽³⁸⁾、内部事情を明らかにする資料は非常に少なかった。だがそれでも、入場する権利を有するがゆえに許可を得やすい国会議員⁽³⁹⁾、議員と連携する社会運動⁽⁴⁰⁾、また国境なき医師団や欧州議会の調査団らによって、幾つかの報告書が作成されているのでそれらを資料とする。

(36) このプロジェクトの資金は、当初三年間は、欧州委員会とイタリア内務省の市民的自由と移民局から出資されていたが、四年目からは内務省からのみの出資となった。Croce Rossa Italiana, Organizzazione Internazionale per le Migrazione, Save the Children, UNHCR, Ministero dell'Interno, *Progetto Praesidium: Raccomandazioni e buone prassi per la gestione dei flussi misti in arrivo via mare* (2012) [http://www.unhcr.it/news/dir/90/view/1070/raccomandazioni-e-buone-prassi-per-la-gestione-dei-flussi-migratori-misti-in-arrivo-via-mare-107000.html] (2012年5月21日閲覧)。

(37) その後の収容所の変化にも少し言及しておこう。2009年1月に内務大臣マローニによって、それは再び到来した移民を拘留し続け、そこから直に強制送還する空間としての役割を担うようになった。「身元確認と追放センター (CIE: Centro di identificazione ed espulsione)」となった収容所には、2009年8月の法律によって最大で180日間、外国人を拘禁できるようになった。この変更は、プレジディウム⁽³⁸⁾の諸団体、そしてランペドゥーザの島民からの異議申し立てを押し切って実行されたが、その際に強化されたリビアへの境界の外部化のせいもあり、直後からやってくる移民の数が大幅に減少したのであった。2009年、2010年とほとんど移民は来ず、事実上「終息宣言」が出されていた。しかしながら、2011年に入る頃から再び数多の移民の流入に直面し、機能を停止していた収容所が機能しはじめるようになったのである。ちなみに、現在ではCIEには18カ月の拘禁が可能となっている。

(38) 移民収容所全般、特にランペドゥーザ島の収容所の透明性の欠如についてはいつも指摘されてきた。例えば、Commissione per la verifica dei Cpta presieduta da Staffan De Mistura, “Il rapporto” (前注35参照); UNHCR, “L’UNHCR esprime grave preoccupazione per i rinvii forzati da Lampedusa. 18 marzo 2005” [http://www.unhcr.it/new_site/unhcr_news/showNews.asp?id=565] (2005年11月22日閲覧); Parlamento Europea (Commissione per le libertà civili, la giustizia e gli affari interni), “Relazione della delegazione della commissione LIBE sulla visita al centro di permanenza temporanea (CPT) di Lampedusa (IT)” (2005) [http://www.europarl.europa.eu/meetdocs/2004_2009/documents/pv/581/581203/581203it.pdf] (2007年5月8日閲覧)。

(39) Ministero della Giustizia, “Decreto del Presidente della Repubblica 31 agosto 1999 n. 394” [http://www.giustizia.it/cassazione/leggi/dpr394_99.html] (2008年3月4日閲覧)。

(40) Luca Leone, a cura di, *Centri di Permanenza Temporanea e Assistenza: anatomia di un fallimento Rapporto di Medici Senza Frontiere* (Roma: Sinnos, 2005), p. 40.

第二期については、収容所を刷新したとされるプレジディウムに関わるIOM、UNHCR、セーブ・ザ・チルドレン、さらにはその外部で受け入れ過程を追跡する国境なき医師団⁽⁴¹⁾の現場作業員に、2011年6月に筆者が行ったインタビュー・データ、そしてそれらの団体が公表している報告書を資料として用いる。

3.1 収容所への閉じ込め(第一期2002 – 2005年)

a) 治安維持の境界の働き (1)

第一期の閉じ込めの特徴を予め述べておけば、それは水際で移民の流入を防ぐべく、かれらをイタリアの領域の内部ではなく、国境の上という特異な場所へと閉じ込めておくことにあると考える。それはかれらを、政治的・法的主体として包摂しないこと、身元の無い存在のまま留めておくことを意味する。

ランペドゥーザ島に船で接近する移民たちは、通常、島の周辺をパトロールする財務警察⁽⁴²⁾や港湾監視監督局の船によって、着岸以前に管理下に置かれる。誘導・着岸の後、「警棒に加えて、あらゆる空気感染を避けるためにマスクを着用する」⁽⁴³⁾こともある警官たちに列を組むよう指示され、収容所へ連行される。なぜヨーロッパにたどり着くや否や、待ち構える治安維持部隊によって包囲され、収容所に連行されるのか。これは第一期において、地中海南岸から来るEU域外の移民たちが、収容所でどのような存在として、法的・政治的に規定されてきたのかという問いから明らかになると考える。

ランペドゥーザ島に下船する移民は、イタリアの移民に関する法律をまとめた「移民の統制に関する規定と外国人の境遇についての規範の統一法典」⁽⁴⁴⁾にしたがえば、第10条「入国拒否」のなかでまずは対応される。法律によると、「入国拒否(respingimento)」とは、「国境警察が現在の統一法典にしたがって、入国のために要求される必要条件をみださず、国境に現れる外国人の入国を拒否する」⁽⁴⁵⁾ことである。非正規な⁽⁴⁶⁾下船という手段で国境

(41) Angelo Campiciano (Medici Senza Frontiere)への筆者によるインタビュー調査(2011年6月17日)。

(42) 財務警察(Guardia di Finanza)とは、経済・財務省に属する警察組織であり、主に脱税などの経済・財務上の犯罪の捜査、税関での業務、また海における監視業務を行っている。だが治安維持や国境防衛にも協力する。

(43) Federica Sossi, *Storie migranti: viaggio tra i nuovi confini* (Roma: DeriveApprodi, 2005), p. 55.

(44) この「移民の統制に関する規定と外国人の境遇についての規範の統一法典 Testo unico delle disposizioni concernenti la disciplina dell'immigrazione e norme sulla condizione dello straniero Decreto Legislativo 25 luglio 1998 n. 286」はイタリアの移民法のことである。この文書の基礎は1998年のトゥルコ=ナポリターノ法であるが、以降、2002年のボッシ=フィーニ法(legge Bossi-Fini)や2004年の憲法裁判所による違憲判決などによって、幾度か修正されてきた。

(45) Ministero della Giustizia, "Decreto Legislativo 25 luglio 1998 n. 286. Testo Unico delle disposizioni concernenti la disciplina dell'immigrazione e norme sulla condizione dello straniero" [http://www.giustizia.it/cassazione/leggi/dlgs286_98.html] (2007年12月19日閲覧)。

(46) こうした類の移動は「不法(illegale)」ではなく「非正規(irregolare)」な移動として認識される行為であった。それは、パスポートなど必要書類の不所持に関わる行政手続きに対する違反行為であり、刑罰の対象となる犯罪行為ではなかったからである。しかし法改正に伴い、2009年8月からは、非正規移動が法的に犯罪として制度化され、罰が課せられることになった。

上に姿を見せる以上、かれらは行政上の必要条件を満たすことはなく、「国境管理を逃れて入国しようとして、入るときにまたはその後すぐに捕えられる外国人」⁽⁴⁷⁾として、公安権力による入国拒否の対象として把握されることとなる⁽⁴⁸⁾。

しかしながら、ランペドゥーザ島にたどり着くや否や、収容される移民の全員を一挙に入国拒否できるわけではない。なぜなら、1951年のジュネーヴ条約という難民保護の国際条約が規定する「ノン・ルフールマンの原則」(第13条)が存在するからである。それは、入国拒否された人が本国で、「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがある」⁽⁴⁹⁾場合、その人の本国送還を禁止するものである。イタリアはジュネーヴ条約を批准している⁽⁵⁰⁾し、憲法の第10条には、国際条約にしたがった外国人の庇護が明記されている⁽⁵¹⁾。そこで、ランペドゥーザ島にたどり着いた移民たちの中に、「庇護申請者」になりうる人がいるのではないかと考えられるのである。もし庇護申請をする人がいる場合、当該人物は、ランペドゥーザからイタリア南部の庇護申請者収容所「身元確認センター (CID: Centro di identificazione)」へ移送されることになっていた⁽⁵²⁾。

イタリア全土のCPTAの機能を明確にした内務省による2000年8月30日付の通達「一時

(47) Ministero della Giustizia, “Decreto Legislativo 25 luglio 1998 n. 286” (前注45参照)。

(48) 入国拒否は、パスポートなどの書類上の不備を含むこうした行政上の手続きに違反する場合に加えて、過去10年以内でイタリアから退去強制を受けたことのある外国人、そしてイタリア、実際にはシェンゲン域にとっての公安上の脅威となる外国人の場合がある。また不法入国者をイタリアまで連れて来る「密入国業者」に対しても、移民法の第10条3項でその入国拒否が明記されている。Alessandro Corneli, *Flussi migratori illegali e ruolo dei paesi di origine e di transito* (Soveria Mannelli: Rubbettino, 2005), p. 163.

(49) 難民の定義についてジュネーヴ条約は以下のように規定する。「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者及びこれらの事件の結果として常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者またはそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者」。国連難民高等弁務官事務所「難民の地位に関する1951年の条約」[http://www.unhcr.or.jp/protect/treaty/1951_joyaku.html] (2012年5月21日閲覧)。

(50) ジュネーヴ条約は1951年7月28日に締結されたが、第二次大戦後の東欧の共産圏からの亡命者を難民として想定していた。それゆえ「1951年1月1日以前にヨーロッパで起きた事件の結果」生じた難民として、地理的・時間的制約が設けられていた。1967年の議定書によって、この地理的・時間的制約を取り除くことが模索された。イタリアは1954年に条約を、地理的制約を保ちながら締結したが、1990年にそれをなくしている。Marcella Delle Donne, *Un cimitero chiamato Mediterraneo: per una storia del diritto d'asilo nell'Unione Europea* (Roma: DeriveApprodi, 2004), pp. 33-39, 86.

(51) 共和国憲法の第10条には「イタリアの法秩序は、一般に承認された国際法規に従う。外国人の法的地位は、国際法規および条約に従い、法律で定める。イタリア憲法が保障する民主的自由を自国で有効に享受することができない外国人は、法律で定める条件に従い、共和国の領土内で保護を受ける権利を有する」とある。S. ボルゲーゼ、岡部史郎訳『イタリア憲法入門』有斐閣、1969年、150頁。

(52) Leone, *Centri di Permanenza Temporanea e Assistenza* (前注40参照), p. 228; Parlamento Europea, “Relazione della delegazione della commissione LIBE sulla visita al centro di permanenza temporanea (CPT) di Lampedusa (IT)” (前注38参照)。

滞在と救護センターに関する総合方針⁽⁵³⁾は、CPTA内で拘留者が有する権利が明記された「権利と義務の文書」を、かれらが理解できる言語で知らせることを義務づけている。そこには、「庇護申請の可能性について情報を得る権利」が明記されているし、収容所には文化仲介者・通訳や法的支援を行う人がいなければならないことも規定されている⁽⁵⁴⁾。ミゼリコルディア会のスタッフによって、この文書の内容は、個々人に紙で渡されることもある⁽⁵⁵⁾し、施設に入るときに口頭でのみ伝えられることもあった⁽⁵⁶⁾。またこの権利を明記した貼り紙がフランス語、英語、アラビア語で壁に貼られていることもあったようだ⁽⁵⁷⁾。

しかしながら、次のような報告も頻繁になされてきた。2003年10月には、調査に来た「国境なき医師団の作業員が到着してから、ただ数枚の貼り紙[訳注：この場合は四つの言語で]が壁に貼られただけであった⁽⁵⁸⁾。加えて2005年6月の「欧州議会議員派遣団の視察のときには、議員たちは権利の文書が提示されていなかったことに気づいた。イタリア当局は、必要な情報は、はっきりと述べられた要求に対してのみ提供されると説明した⁽⁵⁹⁾」という報告もある。現実には、このように移民の庇護申請などの権利については、収容所の側からは何も知らせることのない状況も生じていた。この場合、庇護申請という権利があることを知らぬ移民は、ずっとそれを知らぬままであることになる⁽⁶⁰⁾。

庇護申請の権利をはじめから知っていて、移民自身が声を挙げ要求したときにのみ具体的な情報が提供されるのなら、イタリア語を母語としないほぼ大勢を占めるアフリカからの移民たちは、ほとんどの場合、収容所にいるミゼリコルディア会の文化仲介者・通訳を

(53) Ministero dell'Interno, "Circolare del 30 agosto 2000. Prot. n. 3435/ 50. Direttiva generale in materia di Centri di Permanenza Temporanea ed assistenza ai sensi dell'articolo 22, comma i del D.P.R. 31 agosto 1999, n. 394" (2000) [http://www.anolf.it/circolari/minint_30_08_2000_.htm] (2008年1月28日閲覧).

(54) *Ibid.*

(55) Tana De Zulueta, Chiara Acciarini, "De Zulueta e Acciarini entrano nel centro di accoglienza di Lampedusa. Comunicato stampa senatrici da centro di Lampedusa" [<http://www.tanadezulueta.it/html/modules/news/article.php?storyid=62>] (2007年5月8日閲覧).

(56) Leone, *Centri di Permanenza Temporanea e Assistenza* (前注40参照), pp. 227-228.

(57) Parlamento Europea, "Relazione della delegazione della commissione LIBE sulla visita al centro di permanenza temporanea (CPT) di Lampedusa (IT)" (前注38参照).

(58) Leone, *Centri di Permanenza Temporanea e Assistenza* (前注40参照), p. 227.

(59) Parlamento Europea, "Relazione della delegazione della commissione LIBE sulla visita al centro di permanenza temporanea (CPT) di Lampedusa (IT)" (前注38参照).

(60) 未成年(18歳以下)がイタリアから強制送還されないことを、移民法の第19条「退去と入国拒否の禁止」の2項と「一時滞在と救護の施設に関する総合方針」は明記している。Ministero della Giustizia, "Decreto Legislativo 25 luglio 1998 n. 286" (前注45参照); Ministero dell'Interno, "Circolare del 30 agosto 2000. Prot. n. 3435/ 50" (前注53参照)。しかし、拘留者はそれを知らされない限りは強制送還の対象となる。「女性用の場所で五人の拘留者と未成年と話ができた。しかし未成年は確実に施設内に一人ではない。かれらの多くは、本当の年齢をなかなか言おうとしない。なぜなら兄弟姉妹、親族、旅を共にして来た友人たちと離されてしまうことを恐れているからである。未成年であることが、あらゆる送還または強制追放を避けられるということをかかれらは知らない。なぜなら誰もそれを言わないからである」。Tana De Zulueta, Chiara Acciarini, "Senato (dal 1996 al 2006) La risposta del governo alle interrogazioni su Lampedusa" [<http://www.tanadezulueta.it/html/modules/wfsection/article.php?articleid=52>] (2007年5月8日閲覧).

通してしか庇護申請の意志を表明できないことになる⁽⁶¹⁾。言語的・文化的な仲介は、アラビア語とフランス語を話すミゼリコルディア会の二人のスタッフにゆだねられているが⁽⁶²⁾、「施設へ入って以来、通訳も、弁護士も、判事も見ていないと述べた」⁽⁶³⁾ 拘留者もいる。こうした事態は、拘留者が要求しても庇護に関する情報が得られないという状況を生み出す。「どんな権利を行使できるのかという点について、誰も説明しなかったのかという質問には、拘留者たちは『誰も説明しない、誰も私たちには何も言わない』」⁽⁶⁴⁾と返答した。またある人は以下のように述べた。「私は一人で庇護の要求をした。でも、かれら[国防警察⁽⁶⁵⁾とミゼリコルディア会のスタッフ]は私にいつもこう言う。明日だ、と」。それゆえ、この収容所では、「イタリアの法権利の中で庇護申請する可能性について、普通、何の情報も移民に提供されることはないのである」⁽⁶⁶⁾と欧州議会議員たちは記している。

このような事情が、2005年6月の時点で、ランペドゥーザでは庇護申請の要求がない理由を明らかにする⁽⁶⁷⁾。「そのデータはそれ自体信じられないものだ。実際、それは『庇護申請者』が存在しない初めての施設であろう。そのことは全部、幾人かの移民がイラクやパレスチナから来たと表明していることと矛盾する」⁽⁶⁸⁾。ここではもはや「一時滞在と救護の施設に関する総合方針」という規定が、ランペドゥーザの収容所では意味をなしていない

(61) 移民たちは、最初にかれらが出会う入国拒否を実行する主体である警察当局にその意志を伝えることを控えて、後でより「確実」と考えられる段階でその意志を伝えようとしがちである。Commissione per la verifica dei Cpta presieduta da Staffan De Mistura, “Il rapporto” (前注35参照)。

(62) Leone, *Centri di Permanenza Temporanea e Assistenza* (前注40参照), p. 227.

(63) GUE-NGL (gruppo della Sinistra Unitaria Europea/Sinistra Verde Nordica), “Lampedusa: prima delegazione del Parlamento Europeo al centro di permanenza temporanea” [http://www.guengl.eu/upload/IT_Lampedusa.pdf] (2007年5月8日閲覧)。

(64) Zulueta, Acciarini, “De Zulueta e Acciarini entrano nel centro di accoglienza di Lampedusa. Comunicato stampa senatrici da centro di Lampedusa” (前注55参照)。

(65) 国防警察(Carabinieri)とは、防衛省の管轄にある警察の軍事部隊のことであり、その任務も祖国防衛や外国への派兵といった軍事業務と、市民保護や治安維持といった警察業務とがある。

(66) Parlamento Europea, “Relazione della delegazione della commissione LIBE sulla visita al centro di permanenza temporanea (CPT) di Lampedusa (IT)” (前注38参照)。

(67) 例えばUNHCRのイタリアの代表者たちは、収容所が1,000人を越す拘留者でパンク状態にあった2005年3月に、安全上の理由によってすぐさま収容所へ入ることを許されなかった。Amnesty International, *Lampedusa* (前注34参照), p. 32. 事実、収容所の規定によれば、「安全上の要求と建造物の機能を管理する場合」(Ministero dell’Interno, “Circolare del 30 agosto 2000. Prot. n. 3435/ 50” (前注53参照))、内務省はかれらの入場を認めなくてよいのである。だが他方で、ローマからランペドゥーザに財務警察の飛行機でやって来た少なくとも三人のリビアの役人たちは、「移民を密入国させる犯罪者の割り出しに協力するために」(Ministero dell’Interno, “Risposta del Ministro dell’Interno Pisanu all’interrogazione del deputato Cè” (2005) [http://www.interno.it/mininterno/export/sites/default/it/sezioni/sala_stampa/comunicati/comunicato_722.html] (2008年1月30日閲覧)) 収容所に入れたのである。Comitato di diritti umani, “Resoconto CPTA/ CDA di Lampedusa” (2006) [<http://www.comitatodirittiumani.org/LB/12CPTLampedusa.pdf>] (2007年4月20日閲覧)。リビアから逃げてきた潜在的な庇護申請者が収容所の中にいる可能性もあるとすれば、リビアの役人がかれらに接触するというのは、ジュネーブ条約への違反となる。

(68) Parlamento Europea, “Relazione della delegazione della commissione LIBE sulla visita al centro di permanenza temporanea (CPT) di Lampedusa (IT)” (前注38参照)。

とも言える。事実、運営主体のミゼリコルディア会、ランペドゥーザの収容所のセンター長やスタッフたち⁽⁶⁹⁾、さらにそこで働く国防警察長や医者も、島へたどり着いた移民に対してなすべきことが、政府によって規定されていることを知らなかったのである。「かれらはこのような場所に適用されるべきそんな規範が存在するなんて思いもつかなかったのだ」⁽⁷⁰⁾と報告されている。

b) 治安維持の境界の働き (2)

だが、ここで思い出すべきことがある。移民法第10条「入国拒否」のなかで不法入国者が対応される場合、ランペドゥーザの収容所はCPTAではなくCDA、つまり「受入センター」であり、あくまでも警察署長の管理下にあるということである。内務省はこう告げる。「…内務省の広報部は、ランペドゥーザのセンターは、一時滞在と救護センターではなく、応急の受入センターであることをはっきりさせている。ゆえにそれは、国家領域に達するや否や、不法移民がイタリアの法とヨーロッパの条約によって規定されているまさしく最初の手続きのために拘束される場所である。だから、その収容人員を大きく上回る移民の波にさらされているランペドゥーザのセンターは、どうやっても一時滞在と救護センターの模範例などではありえないのである[強調は北川]」⁽⁷¹⁾。

たとえ収容所にミゼリコルディア会のスタッフがいろいろと、仮にUNHCRの作業員がいろいろとも、「入国拒否」は警察という公安官憲によってのみ実行できる。つまりここにおいては、司法官憲の領域を通過することなく、外国人の入国拒否が実行されるということなのだ。例えば、先に挙げた「一時滞在と救護の施設に関する総合方針」という通達は、CPTAとしてのランペドゥーザの収容所に対する規定としては効果をもつが、CDAとしての収容所には事実上効果を持たない。なぜなら、そこにはCDA自体に関する規定は、明確にされていなかったからである⁽⁷²⁾。したがって、この空間に「権利と義務の文書」が存在しないこと、UNHCRのスタッフが入れないこと、その結果、庇護申請の情報と権利が移民には与えられないといったことは、普通に起こりうることだとさえ言えるのかもしれない。

しかしながら、加えて重要なことに、第10条「入国拒否」のなかで外国人をCDAに拘禁

(69) 運営主体のスタッフは、一日じゅういる医者と施設長、各々週代わりに24時間いる会計係、心理学者、二人の仲介者、そして要求に応じて精神科医である。スタッフの選択に関して基準は存在しない。ずっと前から収容所で働いている人は、イタリア赤十字に属していた一方で、新しい作業員は、ミゼリコルディア会の所長によって個人的に選ばれていた。Leone, *Centri di Permanenza Temporanea e Assistenza* (前注40参照), p. 226.

(70) Rete Antirazzista Siciliana, “Ancora dentro il Campo di Lampedusa: resoconto della Rete Antirazzista Siciliana dell’8 ottobre 2004” (2004) [<http://www.meltingpot.org/articolo3844.html>] (2007年5月8日閲覧).

(71) Ministero dell’Interno, “Precisazioni dell’Ufficio Stampa del Ministero dell’Interno sulla connotazione del Centro di Accoglienza di Lampedusa” (2005) [<http://www.interno.it/salastampa/comunicati/elenchi/comunicato.php?idcomunicato=889>] (2007年5月8日閲覧).

(72) Ministero dell’Interno, “Circolare del 30 agosto 2000. Prot. n. 3435/ 50” (前注53参照).

できる時間は、イタリア共和国憲法第13条によって限られている。それは48時間以内である。このような司法官憲の許可なしでの拘禁は、例外的場合にのみ認められているが、それは最大でも48時間なのだ⁽⁷³⁾。

この規定は、二つの事態を生み出すことになる。一つは、もし拘禁から48時間以内に手早く外国人の入国拒否を実行したなら、それはあくまでも移民法の第10条「入国拒否」の枠内での事実となり、司法官憲の認可が必要ないことになる。もう一つは、48時間以後も拘禁措置を続行するのであれば、必ず司法官憲による承認が必要になるということである(表2)。

表2 ランペドゥーザの収容所の二つの役割

受入センター (CDA)	一時滞在と救護センター (CPTA)
48 時間以内	48 時間以後
移民法第10条「入国拒否」	第13条「行政退去」 第14条「退去の実行」
国境管理を逃れて入国しようとして、入るときにまたはその後すぐに捕らえられる外国人	国境管理を逃れて国家領域へと入って、第10条に従って追放されなかった外国人
公安官憲の管理下	司法官憲の介入

後者の場合、ランペドゥーザの収容所はCDAからCPTAとなることを意味し、その場合、当局は移民法の第10条ではなく、第13条の「行政退去(espulsione amministrativa)」と第14条の「退去の実行(esecuzione dell'espulsione)」の枠内で、移民に対応しなければならない。移民は、「国境管理を逃れて入国しようとして、入るときにまたはその後すぐに捕えられる外国人」から「国境管理を逃れて国家領域へと入って、第10条に従って追放されなかった」外国人、つまり国境上から国家領域の内部にいる外国人となり、入国拒否ではなく、行政退去措置の対象となる⁽⁷⁴⁾。

移民法第13条の退去措置の場合も、第14条のCPTAへの拘禁措置の場合も、「センターがある場所の警察署長は、遅れることなく措置の採用から48時間以内に、追認のため管轄の治安判事に文書の写しを送る」⁽⁷⁵⁾ことが義務づけられている。この追認令状の発行の

(73) イタリア共和国憲法第13条「身体の自由は、侵すことができない。いかなる形式の監禁、身体の検査また搜索も、また身体の自由に対するその他のいかなる拘束も、司法官憲の理由を示した令状により、かつ、法律の定める場合と方法に従う以外には許されない。法律で明確に定められた緊急の必要がある非常の場合には、公安官憲は、臨時の措置をとることができる、この措置は、48時間以内に司法官憲に通知しなければならない。司法官憲が、引き続き48時間以内にこれを承認しない場合には、この措置は、取り消されたものとみなされ、いかなる効果も生じない」。ボルゲーゼ『イタリア憲法入門』(前注51参照)、151頁。

(74) Ministero della Giustizia, “Decreto Legislativo 25 luglio 1998 n. 286” (前注45参照)。

(75) *Ibid.*

ために、外国人に対して判事による審理が、外国人にあてがわれる弁護士の立ち会いのもと、通常はCPTAにある一室でなされることになっている⁽⁷⁶⁾。

要するに、48時間以後もランペドゥーザの収容所に拘禁される外国人にとっては、この収容所はCPTAとなり、公安官憲のみならず、審理や追認令状の発行、さらには拘禁への申し立ての権利などを通して、司法官憲の権力がこの空間を包囲することになるのである。しかし、ランペドゥーザの収容所は、そうはなっただけでなかったことが指摘されている。弁護士用の部屋が一つ設けられているとはいえ、そこに弁護士が介在したことはない。「信頼できる職務上の弁護士に近づくことのできる唯一の可能性は、判事の要求からであるが、実際には一度も起こったことがない。その上、領事当局と接触するどんな可能性も存在していない」⁽⁷⁷⁾。しかも、仮に地方裁判所の弁護士たちのリストを受け取ったとしても、弁護士たちがシチリア本島に住んでいるために、連絡を取ることが非常に困難であることが指摘されている⁽⁷⁸⁾。

したがって、48時間以上いるならばCPTAとなるにもかかわらず、「一週間以上にも渡って、拘留者の誰にも、判事からの入国拒否令状も、何の表明された退去の承認も知らされなかった」⁽⁷⁹⁾といった状況も生まれてくることになる。また「たとえ拘留通達が数日前の日付をしるしていても、かれらの多くはそこに一カ月以上いると言った。注意深くそれを観察すると、コンピュータで記入された最初の日付(2005年5月25日)が手で書き直されている(2005年6月25日)ことに気づく」⁽⁸⁰⁾といった身元確認の不安定性を示す注目すべき報告がなされている。

外国人の身元の確認は、国家が移動管理を独占するようになるにつれて、治安上の重要な問題として位置づけられてきたが、それはあくまでも一個の身体をもった個人を単位として行われる行為、個人化の行為でもあった⁽⁸¹⁾。ランペドゥーザでも個人の特定は、治安維持を担う警察によって行われる。ほとんどの移民は、パスポートなど公式の身分証明書を有していないために、身元確認は基本的に移民たちが発する言葉、自己申告を頼りにし

(76) *Ibid.*

(77) Leone, *Centri di Permanenza Temporanea e Assistenza* (前注40参照), p. 227.

(78) Parlamento Europea, “Relazione della delegazione della commissione LIBE sulla visita al centro di permanenza temporanea (CPT) di Lampedusa (IT)” (前注38参照). 2005年10月8日にデ・ズルエタとアッチャリーニが「シチリア反人種主義ネットワーク(Rete Antirazzista Siciliana)」とともにランペドゥーザの収容所を視察している間に、拘留者たちにデ・ズルエタ自身と弁護士たちの電話番号を渡そうとした。すると国防警察が邪魔したのであるが、彼女らはそれを議員の権利として行ったとある。Rete Antirazzista Siciliana, “Ancora dentro il Campo di Lampedusa: resoconto della Rete Antirazzista Siciliana dell’8 ottobre 2004” (前注70参照).

(79) Zulueta, Acciarini, “De Zulueta e Acciarini entrano nel centro di accoglienza di Lampedusa” (前注55参照).

(80) GUE-NGL, “Lampedusa” (前注63参照).

(81) ジョン・トービー、藤川隆男訳『パスポートの発明：監視・シティズンシップ・国家』法政大学出版局、2008年。

て行われる。警察は、パスポートの記載事項に沿うように、ひとりひとりの名前・姓・誕生日・国籍などについての申告内容を記載する。もしその内容に疑わしい場合があれば、写真撮影が行われ特記事項として記録される。庇護申請に関するケース以外であれば、移民の推定上の国籍国の領事たちと協力して行われることもある。また収容所では、指紋押捺がなされ、ヨーロッパ全体のデータバンクと照合されて、すでに記録がないかどうか、ヨーロッパへ入国しようとしたことがないか調べられる。このような個人化の過程を通して、移民の身元は確定される。

しかし、先ほどの個人を把握することの不安定性によって示されていたように、この収容所では、とりわけ過剰収容時においては、身元を確認する作業、すなわち個人化の過程そのものが宙づりにさえされてきた。拙稿でも論じたように⁽⁸²⁾、2004年10月、そして2005年3月には、たどり着いた移民たちを、身元確認することなく、リビアへと一斉に強制送還するということがあった。特に前者の場合においては、1,153人の全員が「モハメド・アリ」という名前で、そして「パレスチナ人」として特定されていたのである。このような措置の場合、名前・国籍・年齢・性別・経歴などの項目は意味を持つこともないし⁽⁸³⁾、個々の移民の置かれた事情や越境の動機などにも意味はない。ここでは、個人という身元確認に不可欠な単位が消失しているのである。

個人という存在を埋没させるこのような水際での苛烈な暴力が可能となるのは、「政治参加が警察の統治に取って代わられる地点」⁽⁸⁴⁾たる国境上に、すなわち収容所に移民を閉じ込め続けるからであろう。南岸からの移民に対する人種主義と相まって、移民は法権利の主体としては認識されずに、その領域からは切り離され、事実上、治安維持権力の管理下に置かれ続けるのである。国境上にいるということは、国境の内部という政治的・法的空間には領域化されないということ、すなわち個人としてカテゴリー化され得ないということなのである⁽⁸⁵⁾。

この収容所は、CPTAとCDAの間の曖昧さによって、南岸からの移民たちをイタリアの政治的・法的に、かつ地理的に領域の内部へ通すことなく、ともかくヨーロッパの水際としての国境に閉じ込めていた。こうした受入対応の「不十分さ」は、単なる行政上の混乱や不備などではない。むしろ、こうした場当たりの状況は、移動・遡航の過剰性への対応を迫られるなかで、逆説的に現場において発現してきた暴力と考えられる。「おわりに」でも述べるように、このような一貫性のなさこそが、(ポスト)コロニアルな統治メソッドを特徴づけるのかもしれない。

(82) 北川真也「移動＝運動＝存在としての移民」(前注27参照)。

(83) 妊娠中の女性がいるかどうかについては、どんな検査もなされない。未成年がいるかどうかを確かめ、必要ならその人の年齢を確認しなければならないのは判事である。Leone, *Centri di Permanenza Temporanea e Assistenza* (前注40参照), p. 229.

(84) バリバル『ヨーロッパ市民とは誰か』(前注3参照)、210頁。

(85) Balibar, "Europe as borderland" (前注5参照), p. 192.

3.2 収容所への閉じ込め(第二期2006 – 2008年)

a) 人権保護の境界の働き (1)

第二期は、第一期にみられたような国境での暴力の現れにいかに対応するのかが課題となった。人権や民主主義を掲げるヨーロッパにおいて、劣悪な状況を露骨に存続させておくことはできないからであろう。そこで、プレジディウムというプロジェクトが実行に移されることになった。それは、これまで内務省が頑に収容所への介入を拒んできた人権団体との一定の協力関係を摸索する試みであり、閉ざされてきた収容所を外部へと開き、そのオペレーションの透明性をアピールするねらいがあったとも言えよう⁽⁸⁶⁾。

2006年2月にCSPAとなったように、ランペドゥーザの収容所は、移民をイタリアの他の収容所へと、より確実に、より素早く、移送する中継地点としての役割のみを正式に担うようになった。より素早くというのは、48時間以内で他の場所へと移民を移送するということ、より確実というのは、個々人の置かれた事情を把握した確実な身元確認を行い、それに応じた適切な移送先を決定することであると言える。

いわばプレジディウムとは、治安維持による統治によっては実現されない、人権保護を基準にした統治のかたちをこの境界に持ち込むものである。この場合、境界は国家のみが統治する場所ではなく、IOM、UNHCR、CRI、そして2008年からはセーブ・ザ・チルドレンといったその他の非国家的な様々なアクターも関わる場所へと変容する⁽⁸⁷⁾。このような異なった志向性をもつ諸アクター間による統治の協働・競争・重なり合いから、第二期のランペドゥーザの境界の姿が浮かび上がってくると考える。

人権団体の主な仕事は、権利についての情報提供と、警察や運営主体による受入過程の監視とされている。情報提供とは、非正規な入国であっても、移民が権利の主体として存在できること、保護されるケースがあることを知らせるといった重要な役割である。監視とは、例えば運営主体⁽⁸⁸⁾からの移民への用具一式や食事の配布具合や、移民への警察の暴力行為の有無を見張り、もし不都合があれば、すぐさま介入し仲裁する役割を果たすことである⁽⁸⁹⁾。

こうした人権団体の介入は、外部からは閉ざされ、警察権力が充満していた第一期の空間からすれば重大な変化であろう。例えば、権利についての情報提供は、身元を特定され

(86) プレジディウムは、後にランペドゥーザからシチリア自治州、プーリア州、カラブリア州などへと拡大された。

(87) Brett Neilson, "Between Governance and Sovereignty: Remaking the Borderscape to Australia's North," *Local-Global Journal* 8 (2010) [<http://mams.rmit.edu.au/56k3qh2kfcx1.pdf>] (2012年5月7日閲覧).

(88) 運営主体の「ランペドゥーザ受入」の作業員は、少なくとも50人はいるようだ。Barbara Molinaro (UNHCR) への筆者によるインタビュー調査(2011年6月13日)。

(89) 人権団体との協働に警察は慣れていなかったが、現場での実践を通して少しずつ慣れていったようである。また、一週間ごとに現場では会議も開かれているようだ。Simona Moscarelli (IOM) への筆者によるインタビュー調査(2011年6月13日)。

ずに移民が放置されるような状況を改善するものである。また過剰収容時には、弁護士をセンターの内部に入らせることに成功したともいう。これは第一期からすれば、断じてありきたりなことではないのは明らかだろう⁽⁹⁰⁾。

第二期では、まず島にたどり着いた移民に対しては、警察のみではなく、医師や国境なき医師団に加えて、上述の人権団体の作業員もまた埠頭で対応することになる⁽⁹¹⁾。ここにはすでに、第一期とは異なった政治的・法的規定の可能性が示されている。それは、人権団体の作業員たちが、移民たちと直に接触するということである。かれらはこの場所がイタリアのランペドゥーザという島であること、今後どのようなプロセスが待っているのかを伝えることにはじまり、チャンスがあれば、移民たちの権利をも伝えはじめる⁽⁹²⁾。

これらの団体が用いる用語で言えば、移民は下船し収容所にたどり着いた時点では、未だ「混在したフロー (mixed-flow)」⁽⁹³⁾なのである。パスポートなどの公式の文書を持たないかれらは、未だ何の 카테고리化もなされていない存在である。収容所では、そこに男性／女性、成人／未成年、難民／経済移民など、ひとつひとつ境界線を入れていくことで、フローをグループ化し、しまいには個別化していくことになる。

ランペドゥーザの収容所は、そこで特定された移民の身元の内実に応じて、かれらを他の場所へと分配していく役割を担っている。作業員たちが共通して述べていたのは、ここで身元について、移民が事実を申告することの重要性である。なぜなら、ランペドゥーザで特定される身元にしたがって、その後の手続きが決定されることになるからである。そこで引き離されてしまう危険を避けるためにも、個人の身元のみならず、家族が同伴している場合であれば、移民たちはそれをランペドゥーザで申告する必要がある。

こうしたかたちで、これらの人権団体は、48時間以内で素早く的確に、移民たちの身元を確認し、かれらを分類・選別することに力を貸していくわけであるが、以下では主に「庇護申請者」、「人身売買の犠牲者の女性」、「未成年」の三つのカテゴリーへの移民の分類に着目することで、人権団体が介在する収容所の機能について明らかにする。

(90) 警察は移民を連行してすぐに身元の確認を行おうとするが、人権団体は下船したばかりの移民の体調を考慮し、一日寝てから身元確認を行うように取りはからってきたという。また人権団体は、女性や未成年の身元確認が優先的に行われるよう取りはからってきた。Moscarelli (IOM) への筆者によるインタビュー調査(前注89参照)。

(91) 通常収容所では、IOM、UNHCR、セーブ・ザ・チルドレンのそれぞれの団体から二人の作業員が働いている。ただし自己資金によって増員されることもある。各機関から少なくとも法律の専門家と文化的仲介者・通訳の二人が現場に出向き、それぞれの任務を有しつつも、緊密な協働を行っているために、このような混合チームでの対応が可能となっている。Moscarelli (IOM) への筆者によるインタビュー調査(前注89参照)。

(92) Molinario (UNHCR) への筆者によるインタビュー調査(前注88参照)。

(93) 特にIOMがこの用語を用いている。IOM/ OIM, “Aspetti giuridici dell’attività di tutela in frontiera (26 marzo 2009, Lampedusa)” (前注23参照)。

b) 人権保護の境界の働き (2)

混在したフローからどのようにして「庇護申請者」を見つけるのだろうか。第一期とは違って、UNHCRの作業員が収容所内にいるために、かれらが移民たちに直接、庇護権についての情報提供を行うことができる。この情報提供は、下船時においても基礎的な内容についてはなされうるが、収容所の内部でより手はずを整えて行われる。作業員たちは、庇護権とは何か、どのようにして申請するのか、庇護を申請したらこの先どのような手続きが待っているのかを説明する。収容所内では、たいてい移民たちを国籍や言語を基にグループ化してから、詳細な情報提供が行われている。過剰収容時には、九カ国語で用意された法的情報を記したビラが配布される⁽⁹⁴⁾。また収容所内には、UNHCRの事務所が設けられていて、いつでも移民たちは、そこを自由に訪ねることができるようになっている⁽⁹⁵⁾。

こうした情報提供を通して、警察による身元確認のときに、移民たちが庇護を自ら申請できるように仕向けていく。身元確認は、ここでも移民からの口頭での自己申告に基づいている。2008年にはイタリア全体の庇護申請数のうちのおよそ70%が、海を通ってきた人たちによってなされているが、そのほとんどがランペドゥーザを経由していたと考えられる⁽⁹⁶⁾。とすれば、このUNHCRの情報提供が、非常に重要であったことが推察できるし、第一期からすれば非常に大きな改善であるとも言えよう。

庇護を希望すれば、誰であってもひとまずその申請のための手続きへ向かうことになる。パレスチナ人であろうと、エジプト人であろうとも、その国籍に関わりなく同様に対応されることになる⁽⁹⁷⁾。「庇護申請者」として認められれば、ランペドゥーザからイタリア南部のCIDへ、2008年からは「庇護申請者のための受入センター (CARA: Centro di accoglienza per richiedenti asilo)」へと移送されることになる。

しかしながら、UNHCRの作業員へのインタビューから明らかなことは、実際はそう単純ではないということである。なぜなら、そこには庇護申請者として認定される国籍と、そうでない国籍とが想定されているからである。例えば、長期の内戦状態にあるソマリアから逃れてきた人々は、ほぼ自動的に庇護申請者として特定されることになる。他にも2008年であれば、ナイジェリアやエリトリアなども同様であるし、2011年の前半であれば、リビアも同様であった。しかしながら、チュニジアやエジプトの国籍に分類される人々は

(94) イタリア語、英語、フランス語、アラビア語、アムハラ語、ティグリニャ語、ベンガル語、ソマリア語、ウルドゥー語である。UNHCR, “Strengthening of Reception Capacity in Respect of Migration Flows Reaching the Island of Lampedusa” [http://www.caritasitaliana.it/caritasitaliana/allegati/1309/Relazione_UNHCR.pdf] (2012年5月21日閲覧)。

(95) Molinaro (UNHCR)への筆者によるインタビュー調査(前注88参照)。

(96) UNHCR, “Strengthening of Reception Capacity” (前注94参照)。2008年にシチリア自治州に海を経由して到達した人々の75%が庇護申請を行い、うち半数が何らかの保護を受けた。Croce Rossa Italiana, Organizzazione Internazionale per le Migrazione, Save the Children, UNHCR, Ministero dell’Interno, *Progetto Praesidium* (前注36参照)。

(97) Molinaro (UNHCR)への筆者によるインタビュー調査(前注88参照)。

事情が異なる。これらの国は第1章1節で述べたように、たとえ長きに渡って、ベン・アリーやムバーラクの支配する「非民主的」な体制であったとしても、ヨーロッパによって比較的西洋化された「反イスラーム原理主義」の穏健な国⁽⁹⁸⁾とみなされた上に、自国の非正規入国者の強制送還を定める再入国協定をイタリアと結び、事実上「安全な第三国」とみなされてきたために、その国の国籍をもつ人々が政治的理由によって国を立ち去ることはありえないとされているのである。それはすなわち、かれらはジュネーヴ条約によって定められた難民という地位を得ることができないことを意味している。それどころか、チュニジアやエジプト国籍であることは、UNHCRの作業員の言葉を借りれば、それだけで自動的に追放されかねない「『リスク』のある国籍」⁽⁹⁹⁾でさえあると言えるのである⁽¹⁰⁰⁾。

このような区別は、しばしば「庇護申請者」と「経済移民」の間の区別として理解され、現場で働く作業員たちによっても重要な区別とされている⁽¹⁰¹⁾。経済移民とは、庇護申請者とは違って、個人の自発的な移動、経済的な目的のために移住をする人々であり、基本的に法的保護を必要とする人々としては認識されないカテゴリーである。したがって、チュニジア人やエジプト人であるなら、まずは「経済移民」としてカテゴリー化されることになるのである。

しかしながら、「庇護申請者」以外の人たち全員が、「経済移民」としてカテゴリー化され、全員が入国拒否されるというわけでもない。というのは、移民たちのなかには、作業員たちの言う「入国拒否できないカテゴリー」に該当する人々が混在しているかもしれないからだ。例えば、それは「弱者(*persone vulnerabili*)」である。このカテゴリーは、下船した移民のなかにはいると推測される人身売買の犠牲者の女性、妊娠中の女性、健康状態が悪い人⁽¹⁰²⁾、親が同伴していない未成年、難破の生存者、拷問や性的・精神的暴力の被害者などを指す⁽¹⁰³⁾。「弱者」は、優先的に見つけだされ、身元確認されなければならない。イタリアの移民法第18条には、「社会的保護を理由とした滞在」という項目があるが、そこには「暴力や犯罪組織の影響から逃れて、救護と社会的統合プログラムへ参加することを可能にする」⁽¹⁰⁴⁾よう規定されている。それゆえに、現場作業員たちへのインタビューからも見て取

(98) タハール・ベン=ジェルーン、齋藤可津子訳『アラブの春は終わらない』河出書房新社、2011年、37-83頁。

(99) Molinario (UNHCR)への筆者によるインタビュー調査(前注88参照)。

(100) 身元確認をめぐる不和も起こってきた。移民が申告において異なったことを言う場合、警察が移民の申告を疑う場合などがある。特に庇護申請の場合、EU諸国の難民保護レジームを規定するダブリン規制によると、庇護を希望する人たちは、最初に足を踏み入れたEUの国において庇護申請しなければならないが、かれらがイタリアに庇護を求めようとする意思があるかどうかはまた別の問題である。

(101) しかしランペドゥーザの収容所では、かれらが空間的に分離されることはない。Molinario (UNHCR)への筆者によるインタビュー調査(前注88参照)。

(102) 医者によって病院への搬送が必要とされた人は、ランペドゥーザにはインフラが不足しているために、パレルモへと搬送されることになっている。Moscarelli (IOM)への筆者によるインタビュー調査(前注89参照)。

(103) 家族再結合の場合もあるが、この場合はDNA検査がなされることもある。

(104) Ministero della Giustizia, “Decreto Legislativo 25 luglio 1998 n. 286” (前注45参照)。

れたが、人身売買の犠牲者の女性の発見には多大な注意が注がれていると言えよう。

では混在したフローのなかから、どのようにして人身売買の犠牲者を見つけ出すのだろうか。この点に関してIOMの作業員はこう述べていた。「ここで犠牲者を見つけることはとても難しいことです[...]たいていの場合、彼女たちと一っしょに旅してきた斡旋業者たちも一緒にいます。したがって、彼女たちがここで強制的に連れてこられたと言うことはとても難しいことなのです」⁽¹⁰⁵⁾。身元の確認が、あくまでも移民からの自己申告に基づいているために、「犠牲者」を見分けることは非常に難しいようである。だからこそ、「唯一私たちができることとして、法律によって保護されるという情報を提供することが重要」⁽¹⁰⁶⁾なのだと言っているIOMの作業員は強調していた。

他方で、「犠牲者」を特定するために、次のような手法も採られてきた。それは、現場における女性からの聞き取りを通して、人身売買の犠牲者に共通する特徴・指標を割り出すことで、犠牲者を見つけやすくするという方法である。下船者全体に占める女性の割合は、非常に小さなものではあるが、例えば2008年には、ナイジェリア人女性が著しく増大している。彼女たちは2006年と2007年には、女性全体の5%、19%であったが、2008年には1,532人と全体の約50%を占めた。このように急激に増えるナイジェリア人の女性に共通する特徴・指標として見つけ出されたのは、すべての女性が旅の費用を一切払っていないこと、大部分の女性がナイジェリア南部のエド州出身であること、同伴者のいない若い女性であること、偶然知り合った「善人」によってリビアまで連れて来てもらったこと、妊娠状態の女性が増えていることなどであった⁽¹⁰⁷⁾。

こうした指標などを通じて、もし女性が犠牲者として特定されたなら、彼女たちは医療面・精神面での支援を受けることになり、人身売買業者がいると考えられる同じ国籍の人たちから空間的に引き離される。そして、ランペドゥーザから「保護の家」へと移送されることになる⁽¹⁰⁸⁾。

また別の「弱者」として特定されるのが、「大人が同伴しない未成年」である。それは、移民法第19条「退去と入国拒否の禁止」に追放できないカテゴリーとして明記されているし、拘束力はないが、国連・子どもの権利委員会の一般的注釈第6号にも「条約上の義務を履行するにあたり、国は、子どもに回復不可能な危害が及ぶ現実の危険性があると考えるに足る相当の理由がある国に子どもを帰還させてはならない」⁽¹⁰⁹⁾と記されている。加えて、未

(105) Moscarelli (IOM)への筆者によるインタビュー調査(前注89参照)。

(106) 同上。

(107) IOM/OIM, “Aspetti giuridici dell’attività di tutela in frontiera (26 marzo 2009, Lampedusa)” (前注23参照)。

(108) Moscarelli (IOM)への筆者によるインタビュー調査(前注89参照)。

(109) 子どもの権利委員会一般的意見6号(2005年)「出身国外にあって保護者のいない子どもおよび養育者から分離された子どもの取扱い」[<http://homepage2.nifty.com/childrights/crccommittee/generalcomment/genecom6.htm>] (2012年5月21日閲覧)。この権利委員会の設置を認めた子どもの権利条約を、イタリアは1991年に批准している。

成年をCPTAのような空間に拘禁することも禁じられている⁽¹¹⁰⁾。

未成年を確定する方法は、やはりここでも同様に、本人からの申告に依る。基本的には、申告された生年月日から自動的に18歳未満かどうか、つまり未成年かどうかが判別されることになる。未成年保護についての情報を提供する役割は、基本的にはセーブ・ザ・チルドレンの作業員たちによって行われる。ここでも、言語などの基準に応じて、移民をグループ化してから、情報提供がなされる。未成年として特定されれば、男性の場合なら、女性用の建物へと移ることになる⁽¹¹¹⁾。

この18歳未満という一線が、滞在許可と追放の間を決めるとすれば、それが持つ意味は極めて大きなものとなる。それゆえに、警察が移民の申告を疑うこともあるし、18歳以上の移民が未成年と申告することも頻繁にあるようだ。こうした場合の身元確認は、領事館を通して確認する方法、あるいは「大人の同伴しない未成年」と想定される人たちにはかなり困難なことだが、本国にいる親に身元証明の書類を送ってもらうという方法があるという。だが、最も頻繁に用いられるのは、医者が移民の手首の骨をX線によって検査するという方法であった⁽¹¹²⁾。例えば、2008年11月には、未成年と申告した移民のうちの66%に対して、この検査が行われていた⁽¹¹³⁾。

だがこのX線検査は「100%正しい結果を保証してくれるものではない」⁽¹¹⁴⁾ことが指摘されている。それは、測定においてもだいたい二年ぐらいの誤差が生じることもそうであるが、そもそものところ、ヨーロッパの人の骨の発達具合を基準にして年齢を決定するからだと言われている。例えば、ヨーロッパの17歳とナイジェリアの17歳とでは、生育環境の違いもあり、骨の発達は大きく異なっていると推測されるのである。2011年にはこのX線検査は用いられていなかった⁽¹¹⁵⁾が、それまではこの方法によって滞るか追放かが決定されてきたわけである。「未成年」として身元確認されれば、ランペドゥーザから「未成年コミュニティ」へと移送されることになる。

ともかくこのようなかたちで、第二期では、第一期のように身元が空洞化させられるのではなく、所定のカテゴリーを通して確認が行われ、移民はひとりひとり次の行き先へと振り分けられていくことになっていた。「庇護申請者」であれば「CDI（後にCARA）」、「人身売買の犠牲者」であれば「保護の家」、未成年であれば「未成年コミュニティ」へ移送され

(110) Noel Caroline, Tareke Brhane (Save the Children)への筆者によるインタビュー調査(2011年6月15日)。

(111) 同上。

(112) 同上。

(113) Save the Children, “Monitoring Dossier: Reception and Protection of the Rights of Children at the Lampedusa Centre Praesidium III Project” (2009) [http://images.savethechildren.it/f/Pubblicazioni/La/Lampe_dossier-Eng.B6.pdf] (2012年5月21日閲覧)。

(114) Save the Children, “Monitoring Dossier” (前注113参照); Moscarelli (IOM)への筆者によるインタビュー調査(前注89参照); Caroline, Brhane (Save the Children)への筆者によるインタビュー調査(前注110参照)。

(115) Caroline, Brhane (Save the Children)への筆者によるインタビュー調査(前注110参照)。

保護の対象となる。しかし、もし「経済移民」、いわば「単なる移民」⁽¹¹⁶⁾であるなら、退去させるために「CPTA」へと移送されることになる。

この混在したフローから様々なカテゴリーへと移民を分類していく作業は、ランペドゥーザの収容所がCSPAである限り、やはり48時間以内になされなければならない。この点についてインタビューから明らかになったのは、この規則が完全には守られてはいないことである。48時間以内で移送された移民もいるが、そうでない移民もいる。移民の越境行為の過剰性に直面すれば、場合によっては三週間ほどいたケースもあるようだ。作業員たちも、移民に自由な出入りが禁止されたこの空間に、長期に渡って閉じ込めておくことには懸念を表明していた。だが実際のところ、身元確認を通して、移民を適切なカテゴリーに振り分けることの重要性を考慮すると、五日、七日、十日など短期間であれば、それほど問題にはならないとも語っていた⁽¹¹⁷⁾。

受入過程にこのような結果をもたらしてきたプレジディウムは、現場の作業員たちが口を揃えて言うには、まだまだ問題があるとはいえ、全体としてはうまく機能してきたということである。確かに、この第二期は、第一期の状態を改善すべく、適切かつ迅速な受入体制を標榜し、かつて等閑視されていた個人という領域、人権という領域を、ランペドゥーザの収容所に持ち込んできた。

だが、同じくかれらが口を揃えて言うのは、「身元確認は警察の仕事であり、私たちの仕事ではありません」というセリフである⁽¹¹⁸⁾。これは、プレジディウム下においても、身元を決定するのは、あくまでも警察権力だということをはっきりさせるものである。人権団体は、決定する権力を有するわけではない。あくまでも人権に配慮した適切な決定が行われるために、情報提供と監視を行う。別様に言えば、それは第一期のような身元の無分別状況を回避すべく、移民が置かれた事実状況に応じたカテゴリー化・個別化を行えるように働きかけるということである。

ここから改めて確認できるのは、人権が尊重されるとしても、国境の機能が消失するわけではないということだ。人権保護の統治は、国境自体、国境を生起させている権力自体に異議を唱えているわけではないのだ。むしろそれは、人権保護という基準を通したより適切な統治を求めることで、その権力のかたちを変更することに主眼を置いているのだと言えよう。したがって、たどり着いた移民を、治安維持権力の包囲の下で閉じ込めるということ自体が問題視されることはないし、挑戦されることもない。移民たちは分類され、

(116) Moscarelli (IOM)への筆者によるインタビュー調査(前注89参照)。

(117) Molinaro (UNHCR)への筆者によるインタビュー調査(前注88参照); Moscarelli (IOM)への筆者によるインタビュー調査(前注89参照)。

(118) Moscarelli (IOM)への筆者によるインタビュー調査(前注89参照); Molinaro (UNHCR)への筆者によるインタビュー調査(前注88参照); Caroline, Brhane (Save the Children)への筆者によるインタビュー調査(前注110参照)。

保護また追放されるために、収容所へ閉じ込められる。その結果、法的保護の対象から外れ、追放の対象となる「単なる移民」が生産されることになる。そこが国境という治安維持の場所である限りは、そこにはいつも移動の制限・選別という力が働いているのである。

まとめるなら、人権保護を謳う非国家的なアクターは、国境自体に挑戦するのではなく、むしろ国家とは別の正当性を国境に付与することで、閉じ込め自体に新たな正当性を与え、その国境維持の権力を分有しているのだと言えるだろう。つまり、人権保護による統治は、最終的に身元を決定し、ランペドゥーザからの行き先を決定する治安維持による統治を補完するかたちで機能しているのである。これこそが、現代ヨーロッパへ翻訳された閉じ込めのかたち、ポストコロニアル・ヨーロッパの閉じ込めのかたちなのかもしれない。

おわりに

本稿では、ヨーロッパの南の地理的境界に位置するランペドゥーザ島を、ポストコロニアルな境界として定義し、特にその収容所への移民の閉じ込めという統治メソッドを分析してきた。地中海を縦断する移民の移動・越境の過剰性に伴う、コロニアルな暴力のヨーロッパへの逆流を、水際でストップする役割を担うがゆえに、ランペドゥーザで発現する苛烈な暴力のかたちとその変容に着目してきたわけである。

最後に、特に第3章での分析から浮かび上がってきた境界の二つの姿が、いかなる点において、第1章と第2章で論じたポストコロニアルな境界として定義できるのかを、もう少し歴史的・理論的に位置づけておこう。これにはいくぶん今後への試論的意味もあるが、ポストコロニアル状況という文脈において、ヨーロッパへの移民・移動を解釈すること、そしてヨーロッパの進める境界形成過程を解釈することの重要性を提示して終わりにしたい。

その際、ヨーロッパ・地中海地域における植民地主義の暴力を敵とし、そしてそれを打破するべく、非植民地化の暴力を、身を以て生きようとしたという点で、カリブ海に浮かぶマルティニーク島(Martinique)出身の反コロニアル思想家フランツ・ファノンの議論が示唆的であると考えられる。当然、ファノンは現在のヨーロッパEUropeについて論じたわけではないし、地中海南岸から北岸への人の移動・越境について関心を注いだわけでもない。しかし、ヨーロッパ・地中海に形成される現在の境界レジームが、コロニアルな暴力を内包するポストコロニアル状況を体現するものだとするならば、ファノンの植民地主義をめぐる着想を現代へと、この文脈へと翻訳することによって、ファノンのごとくその根源においてそのレジームの暴力性を問題化することができるのではないか。

第一期のランペドゥーザにおける閉じ込めは、「植民地化された世界は、二つにたちきられた世界だ。その分割線、国境は、兵営と駐在所によって示される」⁽¹¹⁹⁾というファノン

(119) フランツ・ファノン、鈴木道彦、浦野衣子訳『地に呪われたる者』みすず書房、1996年、38頁。

の一文を思い出させる。この直接的・具体的な言葉が示すのは、植民地に持ち込まれ、植民地の調整を司るものが、ただ暴力だけであるということに他ならない。それはヨーロッパの法的・政治的枠組においては条件づけられ、周辺化されるべきものであるが、植民地においては軽減されることも覆い隠されることもない。被植民者と権力の間、教育や道徳など「規制秩序を尊重する美的形態」⁽¹²⁰⁾が、いわばヘゲモニーを獲得するべく市民社会の様々な制度や仲介者が張り込む余地はなく、ただ憲兵と兵隊が一貫性なく場当たりの暴力を誇示するのである⁽¹²¹⁾。

暴力によって「動いてはならぬ」⁽¹²²⁾と命じられる「現地人は閉じ込められた存在だ [...] 現地人が何より先に学ぶのは、自分の場所にとどまること、境界を越えてはならぬということだ」⁽¹²³⁾。やはりファノンの言葉を借りれば、ここでは「植民地全体が巨大な鳥小屋に、巨大な強制収容所になりつつ」⁽¹²⁴⁾あったのだ。

しかし、「だからこそ現地人の夢は筋肉の夢、行動の夢、攻撃的な夢となる。私は跳躍し、泳ぎ、突っ走り、よじ上ることを夢見る。高らかに笑い、ひとまたぎに大河をこえ、多数の自動車に追跡されてもつかまらぬことを夢見る」⁽¹²⁵⁾のかもしれない。同様に、現在においては、地中海南岸の人々は、自らが割り当てられた位置を逃れて海を越えて、その姿をヨーロッパに見せようしているのかもしれない。この越境する人々を、ヨーロッパの地理的境界地帯で、治安維持権力が包囲し、身元の不明な存在のまま拘留し続けるという作法は、ここにおいては、閉じ込めという暴力のポストコロニアルな展開として考えられるのである。なぜなら、「ポストコロニアルな時代とは、植民地的経験が過去へと追いやられるように見えると同時に、まさにその『克服』が生じるやり方のために、現代の社会経験のまん中へとめ込まれるように見える時代」⁽¹²⁶⁾だからである。

第二期のランペドゥーザでの閉じ込めは、第一期の無分別状況を改善し、人権保護による具体的なカテゴリー化・個別化を通して、迅速かつ的確な移民への対応を模索するものであった。人権保護を実践し、国境から国家領域の内部へと一部の移民たちを通す以上は、これは先ほどのような露骨な暴力の発現とは確かに異なったものであろう。

しかし、まさしくこの方法にこそ、民主主義を強化し人権を尊重する地中海の構築を唱えるポストコロニアル・ヨーロッパが生み出す新たな境界の機能を見いだす必要があるだろう。なぜなら「植民地化は、軍隊による制圧と警察制度に依拠して行われた後に、慈善事業を

(120) 同上。

(121) Achille Mbembe (Translated by Libby Meintjes), "Necropolitics," *Public Culture* 15, no. 1 (2003), pp. 11-40.

(122) ファノン『地に呪われた者』(前注119参照)、38頁。

(123) 同書、52頁。

(124) 同書、305頁。

(125) 同書、52-53頁。

(126) メッツァードラ、ラオーラ「ポストコロニアル状況」(前注15参照)、62頁。

ととして己れの存在を正当化し、その永続性を合法化しようとするからである」⁽¹²⁷⁾。ポストコロニアルな現在における「慈善事業」とは、イマニュエル・ウォーラーステインが言うには、かつての野蛮に対する文明化の義務を引き継いだ人権保護なのである⁽¹²⁸⁾。

ランペドゥーザでの人権保護の統治は、かつてヨーロッパが分割統治を通して作り出したカテゴリー、国籍やエスニック集団のカテゴリーに依拠していた。「植民地主義はその構造からしても、分離主義、地方主義」⁽¹²⁹⁾であるのと同様に、ランペドゥーザでは、「チュニジア人」や「エリトリア人」のようなカテゴリー化による区分を通して、保護・統合の対象となる移民、ならない移民の選別が行われていたが、いわばかれらは再び分割統治されていると言っても過言ではないのかもしれない⁽¹³⁰⁾。「植民地主義は部族の存在に満足するどころか、それを強化し、個々の部族を区別する」⁽¹³¹⁾ことで植民地を統治していたなら、ポストコロニアルな現在においては、ヨーロッパ内で、そしてヨーロッパ・地中海を縦断するかたちで、移民の間に序列がもたらされていると言える。近代歴史主義の発展段階論のように、「ヨーロッパ市民」という「目的地」へ向かう途上にいるとされる移民たちが、そこからの距離に応じて、「庇護申請者」、「弱者」、「経済移民」、「不法移民」というかたちで分割・序列化されている。これはバリバルの言葉で言えば、移民の「再植民地化」⁽¹³²⁾である。

野蛮の文明化という暴力的かつ温情主義的な行為が、野蛮と文明との対等な関係を導くわけでは断じてなかったように、たとえ移民たちが人権を通してヨーロッパ内に徐々に通されていくとしても、境界を生む暴力をめぐる構造が不変である限り、人権保護を実行する主体としてのヨーロッパと、保護される客体としての移民との関係が対等なものになるわけではないのである。

本稿では、移民の遡航に直面するランペドゥーザというヨーロッパの地理的境界を、同時にコロニアルな統治メソッドの逆流に直面するポストコロニアルな境界として位置づけてきた。植民地支配からの独立を勝ち取ったはずの諸国家によって、コロニアルな境界が引き継がれてしまったこと、そしてそれがヨーロッパの境界レジームの一部を担っていることを考えるなら、現在のヨーロッパのあり方を根底から問う作業が、(ポスト)コロニアルな暴力をめぐる問いとは切り離せないことを認識せずにはいられないだろう。しかし同

(127) フランツ・ファノン、宮ヶ谷徳三、花輪莞爾、海老坂武訳『革命の社会学(新装版)』みすず書房、2008年、93頁。

(128) イマニュエル・ウォーラーステイン、山下範久訳『ヨーロッパの普遍主義：近代世界システムにおける構造的暴力と権力の修辞学』明石書店、2008年、40頁。

(129) ファノン『地に呪われた者』(前注119参照)、92頁。

(130) エリトリアやナイジェリアの国籍と分類されれば庇護の対象となるが、チュニジアとされれば追放の対象となる。

(131) ファノン『地に呪われた者』(前注119参照)、92頁。

(132) バリバル『ヨーロッパ市民とは誰か』(前注3参照)、97-98頁。

時に、このような暴力のヨーロッパにおける導入・展開を、対位的に読解することも必要となる。この境界レジームが内包する暴力は、ヨーロッパによってのみ形づくられているわけではなく、その外部の／からの人々、遡航する移民たちの行為や抵抗によってもまた規定されているし、さらには変形されているのだ。

それに伴って最後に付言したいのは、ファノンにとっての最も重要な関心事が、このような暴力を追放する非植民地化の暴力にあったということである。つまり、ヨーロッパと植民地との間の不平等な関係を平等・対等にする非植民地化の暴力⁽¹³³⁾、植民者と対等・平等であることを発見する原住民の疎外された主体性を解放する暴力にあったことである。この平等への関心・要求を、ひとまず本稿の文脈に置くことで示唆されるのは、この要求が、移民の過剰な移動・越境を、従属的かつ序列的に、既存の「ヨーロッパ市民」の枠組みへと統合することによっては、減じられるものではないということであろう。対等になるとは、境界を生み維持する暴力、一方的に移民を分類・選別する暴力に挑戦する過程においてこそ、暴力を放逐する過程においてこそ体现される。差し当たりその過程は、既存のヨーロッパ市民権の枠組みから溢れ出すこの過剰性、この主体性によって、ヨーロッパ・地中海を自由な移動空間として構成する進行中の趨勢のなかに求めることができるだろう。この文脈においてこそ、イタリアでポストコロニアル研究に従事するミゲル・メリーノによる次の言葉は鮮明になる。「ポストコロニアルという形容詞はここでは、植民地以後の移民たちによって過去の反植民地闘争が実行されているということを示している。たとえ他の『手段』で、また異なった『道具』や『政治』をもってなされようとも、今回はかつての宗主国の領域、土地においてなされようとも」⁽¹³⁴⁾。これは遡航、政治的遡航である。かれらは自らの生を再構成するべく、自由や平等、民主主義などヨーロッパの政治的遺産を介して、ヨーロッパの境界レジームを内側から批判・修正することで、既存のものとは異なったヨーロッパを構成することに従事し続けている。その所産を明らかにするためには、この挑戦の過程、行方について見定めていくことが必要となろう。

(謝辞) ランペドゥーザ島でのインタビュー調査を進める上でお世話になった国際移住機関駐日事務所の橋本直子氏、後藤裕子氏に感謝申し上げます。

(133) ファノン『地に呪われた者』(前注119参照)、45-46頁。

(134) Miguel Mellino, "Cittadinanze postcoloniali" (前注21参照). 反植民地闘争のなかで生み出されてきた思想家たちの古典的テキストを現在(本稿ならポストコロニアル状況の移動・越境と境界形成など)に翻訳する必要性をロバート・ヤングは主張している。Robert J. C. Young, *Postcolonialism: An Historical Introduction* (London: Blackwell, 2001), p. 10.